

令和5年4月27日

各 位

長岡バドミントン協会
会 長 米 山 勉

令和5（2023）年度長岡バドミントン協会の加盟及び
日本バドミントン協会個人登録についてのお願い

標記の件について、下記のとおり加盟及び個人登録の手続をお願い致します。

1 加盟金及び日本バドミントン協会個人登録料

(1) 加盟金

① 団体加盟金

(すべての団体から、次のア又はイのいずれかの加盟金の納入をお願いします。)

ア 日本バドミントン協会個人登録者の所属団体

- ・一 般 5,000円（長岡協会3,000円、県協会2,000円）
- ・大 学 5,000円（長岡協会3,000円、県協会2,000円）
- ・高 校 4,500円（長岡協会3,000円、県協会1,500円）
- ・中 学 校 1,000円（県協会1,000円）
- ・ジュニアクラブ 1,000円（県協会1,000円）

イ 上記アに該当しない団体（日本バドミントン協会個人登録者のいない団体）
3,000円（長岡協会加盟金）

② 個人加盟金（団体登録できない個人）

1人 1,000円

(2) 日本バドミントン協会個人登録料

- ・一 般 2,000円
- ・学 生 2,000円（大学生・専門学校生）
- ・高 校 生 1,100円
- ・中 学 生 500円
- ・小 学 生 500円

※ 社会人リーグのすべてのチームの選手全員の個人登録が必要です。

（社会人リーグ戦実施要項の「10 参加資格」のとおり）

個人登録をしていない人がいたチーム及びその登録メンバーは、次年度の出場を認めません。

※ 日本バドミントン協会公認審判員の有資格者は、必ず個人登録を行ってください。

毎年個人登録を行わないと、公認審判員の資格を失います。

※ 個人登録をするためには、県協会までの加盟団体に所属するか、又は、個人加盟することが必要です。

※ 「中学校」又は「ジュニアクラブ」として加盟できるのは、小・中学生のみの団体、又は、小・中学生とその指導者等で構成される団体です。

指導者のみの団体は、「一般・大学」の区分（団体加盟金5,000円）となります。

- ※ 小学生についても、当協会に加盟・登録手続きをしてください。
なお、新潟県小学生バドミントン連盟への加盟登録は、当協会への加盟・登録手続きとは別に手続きする必要があります。
- ※ 未就学児（小学校入学前）は個人登録はできません。

2 手続方法

「日本バドミントン協会会員Web登録システム」により、各団体の管理者は、以下の登録手続きを行ってください。

<https://www.badminton.or.jp/>

各団体で直接、「登録システム」での登録者の確認と、脱退・追加・新規登録を行ってください。

なお、Web登録システム内に詳しい作業手順が掲載されていますので、参照してください。

ただし、決済処理は行わないでください。決済処理は、長岡協会が行います。

- (1) **別紙①** 団体の新規登録、又は登録内容の変更（団体名、団体管理者、大会要項等送付先住所などの変更）を行う場合は、「団体作成申請兼誓約書」（押印したもの）を郵送又は持参するとともに、必ずメールでもExcelファイルを送信する。
- メール送付先 システム担当 伊藤久男
 - ① nagaoka_nba@yahoo.co.jp
 - ② hisao.ito001@gmail.com（上記①に送信できなかった場合）
 - 団体作成申請兼誓約書（押印したもの）の提出先
〒940-2104 長岡市大島新町5-1-3
ミドリ薬品(株)内 野村輝雄 (TEL 0258-27-4673)
- ※長岡協会が「登録システム」での団体管理者登録・変更手続きを行います。
- (2) **別紙②** **令和5年6月9日(金)まで**
「登録システム」にアクセスして、脱退・追加・新規登録・住所変更等の手続きを行う。
※一般・学生・高校生が混在している団体の場合は、「加盟・登録申込書」の所定の欄に、次のように記入してください。
また、記入した内容を上記（1）のメール送付先（伊藤）にメールでも送信してください。
- （例1）登録者のうち、A・Bの2名は「一般」で、その他の25名は「高校生」です。
 - （例2）登録者のうち、C・D・Eの3名は「一般」、F・Gの2名は「学生」、その他の10名は「高校生」です。
- ※所属団体に変更となる人の場合、必ず旧所属団体の団体管理者が脱退手続きを行ってください。（旧所属団体と新所属団体の2重登録を防ぐため）
- (3) **別紙③** **令和5年6月9日(金)まで**
「加盟・登録申込書」及び加盟・登録料を、下記あてに現金書留で郵送又は持参する。
〒940-2104 長岡市大島新町5-1-3
ミドリ薬品(株)内 野村輝雄 (TEL 0258-27-4673)

3 「日本バドミントン協会会員Web登録システム」の手続きにおける注意点

- (1) 4月末日郵送分の資料に掲載。
- (2) 4月末日郵送分の資料に掲載。

- (3) 操作マニュアル
 - ①システムへのログイン後の画面のページの上部に表示されている「ダウンロード」をクリック
 - ②「ダウンロード」の下に表示されたメニューの中から「マニュアル」をクリック
 - ③マニュアルのページが表示されます。
- (4) この登録手続は、個人情報を取り扱っていますので、メールの送受信や文書の保管において十分に注意をお願いします。
- (5) 例年、新規個人登録者のフリガナの間違ひが多く見受けられます。登録手続を行う前に、誤りがないか本人に確認を行ってください。
- (6) 団体管理者の変更があった場合には、登録手続の方法についての引継ぎを各団体内で責任を持って行ってください。
- (7) 団体管理者、公認審判員、日本スポーツ協会指導員の有資格者は、個人登録を行う必要があります。
- (8) 登録手続における細かな注意点は、長岡バドミントン協会ホームページ内の【長岡協会登録について】日バ会員登録システム個人登録手順を参照してください。
- (9) 日本バドミントン協会会員Web登録システムのマニュアルは、サイト内【ダウンロード】で確認できますので、参照してください。
- (10) 日本バドミントン協会会員Web登録システムのトップ画面に、【長岡協会事務局からのお知らせ機能】が追加されています。登録に関する長岡協会からのお知らせを掲載します。

4 留意事項

- (1) 初めての個人登録者であっても、日本バドミントン協会から会員証は発行されません。なお、日本バドミントン協会会員Web登録システムから、会員証を出力することができます。
- (2) 個人登録をしないと、県大会、高体連大会、中部日本大会、全国大会には出場できません。
- (3) 当協会が発行する領収書の金額の記載について、「加盟・登録申込書」の特記欄の①、②のどちらか一方に金額を記入してください。
- (4) 転勤、転校などの特別な理由で追加登録を行う場合は、必ず下記問合せ先に連絡の上、必要な手続を行ってください。
ただし、令和5年9月15日(金曜日)を最終期限とします。(その後の追加登録はできません。)

5 その他

「団体作成申請兼誓約書」及び「加盟・登録申込書」の様式は、長岡バドミントン協会のホームページからダウンロードできます。

<https://nagaokabad.web.fc2.com/>

6 加盟・登録についての問合せ先（IT管理者）

高橋正弘（携帯）080-1174-1964